

麗澤大学入学前の既修得単位の認定規程

平成 8 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 4 月 1 日最近改正

(目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学学則(以下「学則」という。)第 50 条第 4 項に基づき、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目において修得した単位(以下「既修得単位」という。)の認定の取扱いについて定めることを目的とする。

(認定範囲)

第 2 条 既修得単位の認定は、学則第 50 条第 3 項に定められた範囲で行う。

2 前項の認定は、入学する学部の教授会の議を経て行う。

(申請)

第 3 条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号の書類を教務・教育企画室・グローバル教育推進室に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書(本学所定のもの)
- (2) 単位修得証明書又は成績証明書
- (3) 卒業証明書又は在学期間を証明するもの

2 単位認定の申請は、入学年度の所定の期日までに行うものとする。

(事務の所管)

第 4 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室・グローバル教育推進室が所管する。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規則の制定により、平成 2 年 4 月 1 日制定の第 1 年次に入学した学生の他大学における既修得単位の取り扱いに関する規則は、廃止する。

2 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から改定施行する。

3 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。

4 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。

5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

6 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

7 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。

8 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。

9 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。